

## 岡山県がん対策推進協議会設置要綱

### (目的)

第1条 岡山県がん対策推進条例（平成26年3月20日岡山県条例第48号）第20条第1項の規定により設置する岡山県がん対策推進協議会（以下「協議会」という。）について、同条第2項の規定により、組織その他の必要事項を定める。

### (協議事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 岡山県がん対策推進計画に関する事項
- (2) その他がん対策の総合的な推進に必要な事項

### (組織)

第3条 協議会は、委員15名以内で組織する。

- 2 委員は、保健医療福祉関係者、がん患者を代表する者その他岡山県においてがん対策を実施する機関の関係者の中から知事が委嘱又は任命する。
- 3 知事は、協議事項により必要があると認めるときは、その都度、当該協議事項に関して専門的知識を有する者を臨時の委員（以下「臨時委員」という。）として出席させることができる。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員（臨時委員を含む。）の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

### (部会)

第7条 協議会は、必要に応じて、部会を設置することができる。

### (意見の聴取)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第9条 協議会の庶務は、岡山県保健医療部疾病感染症対策課において行う。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成26年3月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行後の第3条第2項の規定による最初の委員は、施行日前日における岡山県がん対策推進協議会（平成23年6月24日施行の岡山県がん対策推進協議会設置要綱に基づいて設置した協議会をいう。）の委員をもってあてるものとし、その委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず平成27年3月31日までとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。